

平成30年度 志木市町内会連合会臨時総会議事録

- [1] 日 時 平成30年10月13日(土)
午後6時30分～8時40分
- [2] 場 所 志木市民会館 2階 203・204・205
- [3] 出 席 出席町内会 : 33町内会 出席会員数 103人
- [4] 内 容 (司会進行:町内会連合会 関根会計)
- 1 開 会 町内会連合会 谷岡副会長
- 2 あいさつ 町内会連合会 竹前会長
- 3 議 事

(1) 第1号議案 志木市町内会連合会規約の改正について

一部修正の上、承認された。

承認挙手数:出席会員103人中74人(議長及び役員を除く)

一部修正箇所

- ① 第13条第2項として「総会は会員の過半数をもって成立する。」を加える。以下、順次、項を繰り下げる。
- ② 第16条第3項中、「当該会員は総会に出席したものとみなす。」を「当該会員は定例総会及び臨時総会に出席したものとみなす。」に修正する。

《質疑応答等》

◆ (連合会会員)

議案の説明を監事として行おうとしているが、本来監事の職務は財産状況の監査、監査結果に係る報告書の作成、総会における報告ではないのか。議案説明は副会長がするべきと考えるがいかがか。

◇ (役員)

監事も役員の一員として活動している。監事としての説明ではなく、連合会役員として説明させていただき旨に訂正させていただく。

◆ (連合会会員)

兼ねてから町内会連合会の規約については改正が必要な時期かと考えており、前回の町内会長会議において、他市の連合組織との比較をお話

させていただいた。それを資料としてまとめたものを事務局に預けてあるので、興味のある方は参考にしていただきたい。また、他市の連合組織と比較する中で、会員の入会、退会にかかる規程が無く、会費の徴収が実施されることに疑問もある。当会の運営状況も厳しいので、こうした会費の支出を抑えたいとの思いもあり、意見としてお伝えする。

◆ (連合会会員)

第16条において、委任状の規定が追加され、総会に参加できない会員の意思も反映されることは前進である。しかしながら、なぜ、入会、退会の規定が無く、強制的な入会及び会費の徴収となるのかは疑問が残る。仮に、市からの副会長数を基準とした補助の中に、連合会費が意味合いとして含まれているのであれば、源泉徴収をしたらいいと考える。また、改正案はいつから適用のつもりなのか、附則には記さないのか。

◇ (役員)

この場で改正案が承認されれば、本日付けで適用したい。改正案の附則の最後に「平成30年10月13日一部改正する。」としている。

◆ (連合会会員)

第16条における委任状の規定は、同様に前進であると感じる。併せて、総会成立の定足数の規定を設けていただきたい。

◆ (連合会会員)

連合会の目的として、親睦と記されており、近隣市の連合会では記されていない。親睦は、目的を達成するための手段ではないか。親睦そのものは決して悪くないが、誤解を招くような表現なので、削除したほうがよいと考える。また、第5条第3項の「下限とする」の意味合いを今一度説明願う。

◇ (役員)

町内会同士の横の連携が重要であり、親睦を掲げていること、また、単位町内会の中にも親睦を明記しているところもあるので、親睦を目的とすることは問題ないと考えている。

◇ (役員)

「下限とする」としたのは、稀な例ではあるが、市の補助金交付基準で算出された副会長の基準数よりも多い副会長を設定している町内会があり、現在はその多い分も会費をいただき会員となっている現状を脱するために設置したものである。

◆ (連合会会員)

第13条第4項の議長の選出について、総会出席者の中から選出とあるが、議長を務める以上、事前に議案の熟知等が必要と考えるがその場で決めるのか。また、第16条第3項の委任状について、「当該会員は総会に出席したものとみなす。」とあるが、正しくは「当該会員は定例総会及び臨時総会に出席したものとみなす。」ではないか。最後に、先程質問のあった定足数について、はっきりした回答が無かったので、説明を求める。

◇ (役員)

議長の選出について、ご指摘のとおり、公正な議事進行のためには、事前に議案の熟知等、時間が必要であると考え。実際には、前もって候補者を選出しアプローチしたい。また、第16条第3項についてであるが、第1項において、「定例総会及び臨時総会」と記載してあり、読み替えられるので、問題ないとする。

◆ (連合会会員)

読み替えということであれば、読み替え規定を記すべきではないのか。また、第2項においても「定例総会及び臨時総会」と記載されているが、統一するべきではないのか。

◇ (役員)

一度協議して、後ほどお答えしたい。

◇ (役員)

定足数については、第16条に「議事は、出席者の過半数で決し、」とあるので必要ないとする。

◆ (連合会会員)

「出席者の過半数」というのは、あくまで議決の件であって、総会そのものが成立するかどうかの定足数を設けるべきではないか。

◇ (役員)

「出席者の過半数で決し、」で問題ないとする。

◆ (連合会会員)

委任状の規定も設け、総会出席者とみなすことから、議決の件とは別に定足数の規定は設けるべきである。そもそも、今日の臨時総会も会員235名中103名の参加で成立と言っているものなのか。規定がないままでは、例えば、235人の会員がいる中で、様々な事情で20人しか参加者がいなくても、そのうちの11人が賛同するだけで総会が成り立ってしまうのはおかしい。

◆ (連合会会員)

現状で定足数の規定が無い以上、本日の臨時総会も成り立っている。今後は、たくさんの会員の参加及び意見を反映させる方向性から、委任状による出席者を含めた会員の半数をもって総会が成立する旨を第13条に加えればよいのではないか。

◇ (議長)

暫時休憩とする。

《暫時休憩5分間》

◇ (役員)

定足数について、現状の定めはなく、本日のような日程及び時間帯での臨時総会の開催等、より多くの会員が参加できるよう、試みているところである。様々な意見があろうかと思うが、適正な定足数が何割なのか等、図りかねる部分があるため、この件については、次回の総会での改正を目指し検討していきたいがいかがか。

◆ (会場全体)

(「異議なし」と「異議あり」の双方の意見あり。)

◆ (連合会会員)

何のための本日の総会か。委任状の規定は、出席者の過半数による議決を、実質会員の過半数による議決にできる可能性のあるすばらしい規定であると思っている。定足数についても、「委任状を含めた会員の半数」と、併せて改正するべきであり、この場で決議するべきである。

◇ (役員)

それでは、定足数については、第13条第2項に「総会は会員の半数をもって成立する。」との一文を加えることでいかがか。

◆ (会場全体)

(拍手多数)

◆ (連合会会員)

定足数について、会員からの発言で修正案が議決されたようだが、その他も修正案が示されれば議決される可能性があるということか。

◇ (役員)

そのとおり。

◆ (連合会会員)

監事とは、本来、外部から会の執行状況等を監査すべきであるから、役員の中にはいない方がよいと考える。また、今後の定例総会等について、今までのような県外に一泊での開催ではなく、本日の臨時総会のように市内で開催していただくことを要望としてお伝えする。

◇ (役員)

監事について、ご指摘の部分や、3人は多いのではないかというご意見もあろうかと思うが、町内会連合会では市の各種委員等に役員が選出されており、その数は35におよぶ。負担が大きく偏らないように、過去の経緯からも監事3人は役員となっているのが現状である。

◆ (連合会会員)

先ほど意見をした第16条第3項について、協議後にまだ話が無いが回答を求める。

◇ (役員)

第16条第3項については、「当該会員は総会に出席したものとみなす。」とあるものを、「当該会員は定例総会及び臨時総会に出席したものとみなす。」に修正したい。

◆ (連合会会員)

第10条の役員の任期について、再任されることができるとあるが、いつまで再任できるかの限度を設けるべきと考える。

◇ (役員)

役員は単位町内会の会長の任期と同様であるため、再任の限度を設ける必要は無いと考える。

◆ (連合会会員)

どの組織においても任期の限度というものがあるものと思うがいかがか。

◇ (役員)

単位町内会においても、長く会長を務めている方もいるので、問題は無いと考える。

◆ (連合会会員)

今回の臨時総会は、規約を大幅に改正するために開催したとの話があったとおり、多くの部分が改正となるので、附則の最後「一部改正」は不適當ではないのか。単に言葉の問題かもしれないが意見として述べる。

◆ (連合会会員)

今回の臨時総会で、たくさんの意見が出たことは素晴らしいことであると感じる。他市との比較という話もあったが、志木には志木の良さがあるはずであり、必ずしも他に習う必要はないと思っている。会員として総会や研修には必ず参加するものだとも感じている。しかしながら、それぞれの事情があるのも事実であることから、本日の臨時総会のように、開催日、時間帯等を工夫しながら、引き続き参加しやすい環境作りに期待する。

◇ (議長)

時間も2時間を過ぎたため、決議に移りたい。

◇ (役員)

決議の前に今一度、2点の修正部分を確認する。第13条第2項として「総会は会員の過半数をもって成立する。」を加えること、第16条第3項中、「当該会員は総会に出席したものとみなす。」を「当該会員は定例総会及び臨時総会に出席したものとみなす。」に修正すること、以上である。

◇ (議長)

ご承認いただける方は挙手願う。

(事務局にて集計。挙手数74人)

4 閉 会 町内会連合会 池ノ内副会長